

大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成30年3月12日 条例第13号</p> <p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）</p> <p><u>第5章 雑則（第33条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1章 趣旨及び基本方針等</p> <p>第1条・第2条（略） （基本方針）</p> <p>第3条 第1項から第4項まで（略）</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2章（略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居</u></p>	<p>○大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成30年3月12日 条例第13号</p> <p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）</p> <p><u>新設</u></p> <p>付則</p> <p>第1章 趣旨及び基本方針等</p> <p>第1条・第2条（略） （基本方針）</p> <p>第3条 第1項から第4項まで（略）</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>第2章（略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>

新	旧
<p><u>宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p>第3項から第8項まで（略） 第7条から第14条まで（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第15条（略） （1）から（8）まで（略） （9） 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照</p>	<p>第3項から第8項まで（略） 第7条から第14条まで（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第15条（略） （1）から（8）まで（略） （9） 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>

新	旧
<p>会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)から(20)まで (略)</p> <p><u>(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、区からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p><u>(25) (略)</u></p> <p><u>(26) (略)</u></p> <p><u>(27) (略)</u></p> <p><u>(28) (略)</u></p> <p><u>(29) (略)</u></p> <p><u>(30) (略)</u></p> <p><u>(31) (略)</u></p> <p>第16条から第19条まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>(10)から(20)まで (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p><u>(25) (略)</u></p> <p><u>(26) (略)</u></p> <p><u>(27) (略)</u></p> <p><u>(28) (略)</u></p> <p><u>(29) (略)</u></p> <p><u>(30) (略)</u></p> <p>第16条から第19条まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>

新	旧
<p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第2項・第3項 (略)</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>新設</p> <p><u>(6) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第2項・第3項 (略)</p> <p>新設</p>
<p><u>第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第22条・第23条 (略)</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p>	<p>新設</p> <p>第22条・第23条 (略)</p>
<p><u>第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる</u></p>	<p>新設</p>

新	旧
<p><u>ものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	新設
<p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	新設
<p>(掲示)</p>	(掲示)
<p>第24条 (略)</p>	第24条 (略)
<p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	新設
<p>第25条から第29条まで (略)</p>	第25条から第29条まで (略)
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	
<p><u>第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	新設
<p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p>	新設
<p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	新設
<p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	新設
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	新設
<p>第30条から第32条まで (略)</p>	第30条から第32条まで (略)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</u> <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及</u></p>	<p style="text-align: center;">新設</p> <p>新設</p>

新	旧
<p><u>び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</u> <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u> <u>(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p>4 <u>この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第23条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	